

## 対象年齢表示に関する FAQ（よくある質問）

**(問1)** 年齢表記「才」は、平仮名の「さい」の表記も認められるのか。

(答)

年齢表記では、通例、「歳」又は「才」が使用されてきました。  
今回の改定で、識別が容易な「才」を基本とする旨を定めました。  
なお、あくまで基本とするものですので、「歳」を使うことも認められます。  
同様に、更に識別が容易な「さい」の表記も認められます。

**(問2)** 包装（パッケージ）の「正面」（店頭で消費者が見る一番大きな面）かどうか、どのような基準で判断するのか。

商品によっては、どれがパッケージ包装の正面か判断が難しいものもある。

また、商品の売り方によっては、パッケージ正面より「天面」（上面）の方が消費者に目につきやすいものがある。

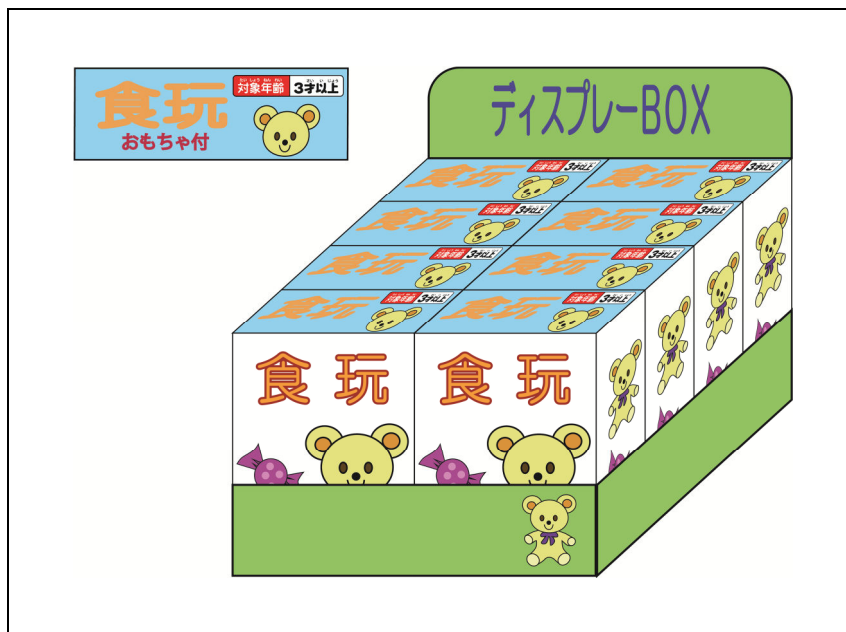
(答)

パッケージ（包装）の正面とは、当該商品を店頭で陳列する際に、最も消費者の目につくよう、消費者の視線に向けるよう設えた面を言います。

そして、その中で一番大きな面が正面となることが通例です。

しかし、商品によっては、小さな面の方が消費者の目につくケースも有り得ます。

この場合は、「一番大きな面（正面）」「最も消費者の目につく面（正面）」の二つの正面がある商品として取り扱うこととし、少なくとも、当該二つの正面の何れかに対象年齢を表示して下さい



※ この例は、包装の「天面」（正面の一つ）に対象年齢を表示している。

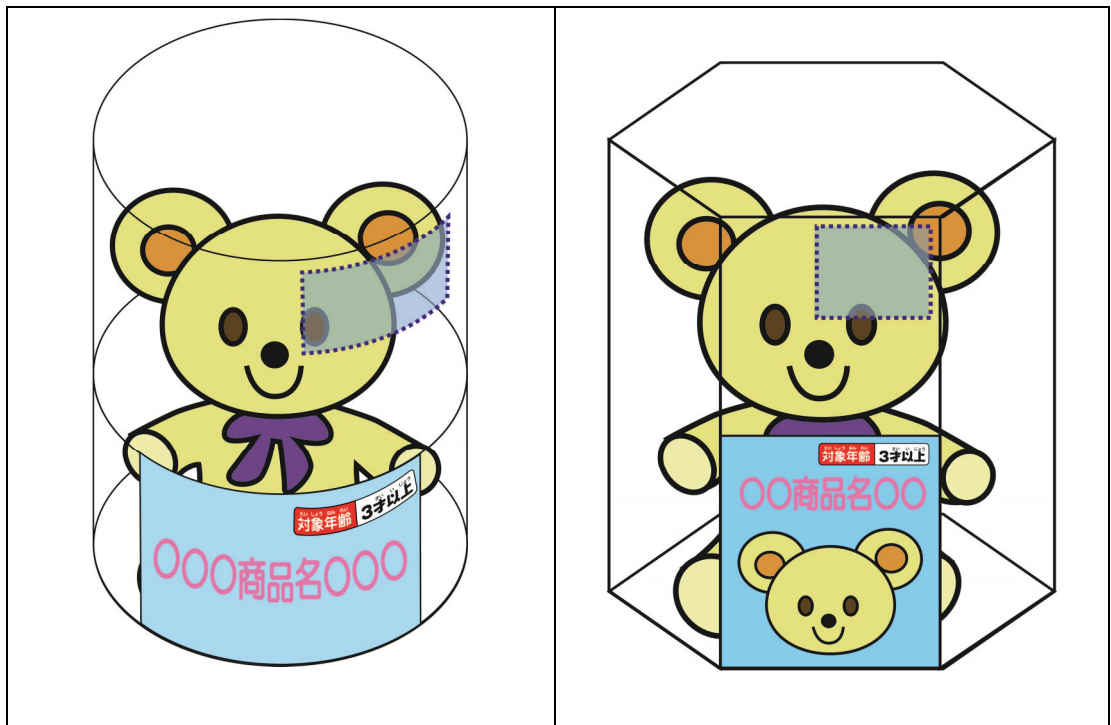
**(問3)** 「正面・右上」での表示が難しいときは、「正面のどこか」に表示するとあるが、「難しいとき」とはどのような場合か。

（その気になれば「正面・右上」に表示できるのではないか。）

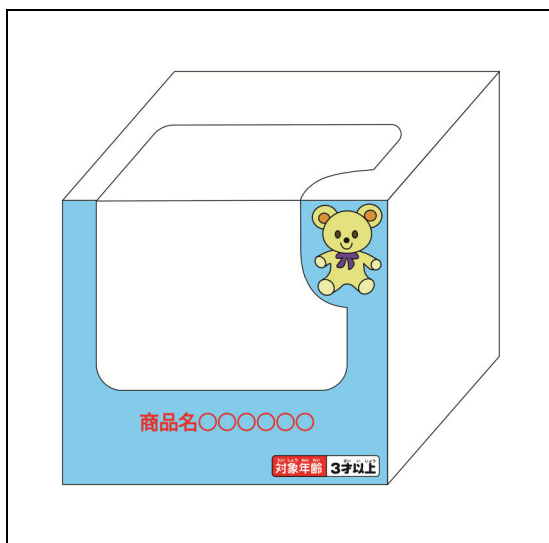
(答)

かなりの商品がパッケージの「正面・右上」に表示できるものと考えていますが、「正面・右上」での表示が難しいケースとして、次のような事例を想定しています。

- ① パッケージ「正面」のクリアウィンドウが「右上」までカバーしている
- ② クリアウィンドウが大きく、「右上」に十分なスペースが取れない
- ③ キャラクター画像が「右上」までかかっており、そこに対象年齢表示を入れると、キャラクター画像の重要部分（眼など）が隠れ、画像イメージに大きな影響を与える。



※ クリアウィンドウも「包装」(パッケージ)の一部になり、このケースでは、「正面・右上」点線箇所になる。このケースの場合は、下方にある台紙に表示して良い。(表示箇所は必ずしも台紙の右上でなくても良い。)

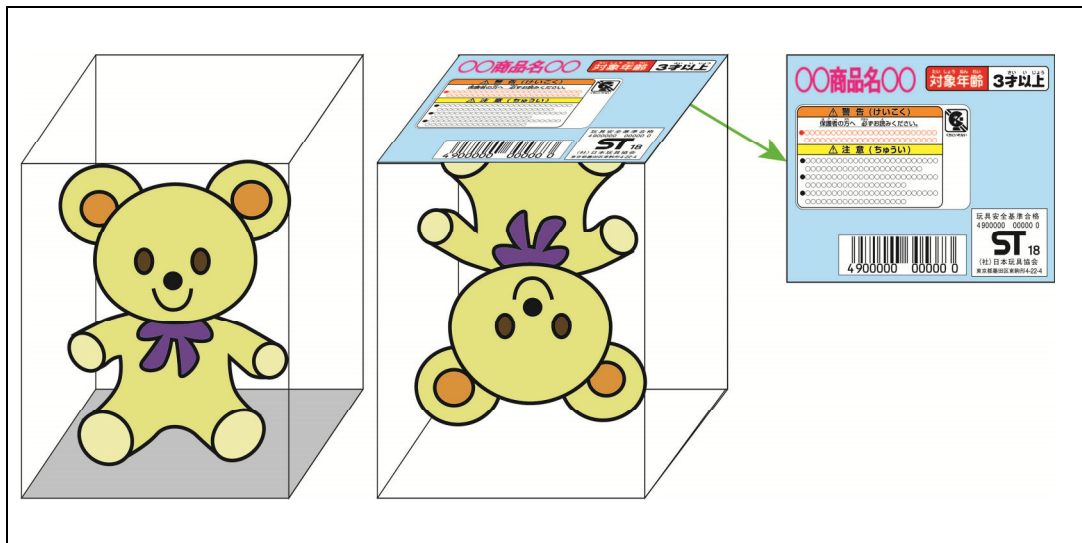


※ 包装の「正面・右上」に十分なスペースが取れないケース。

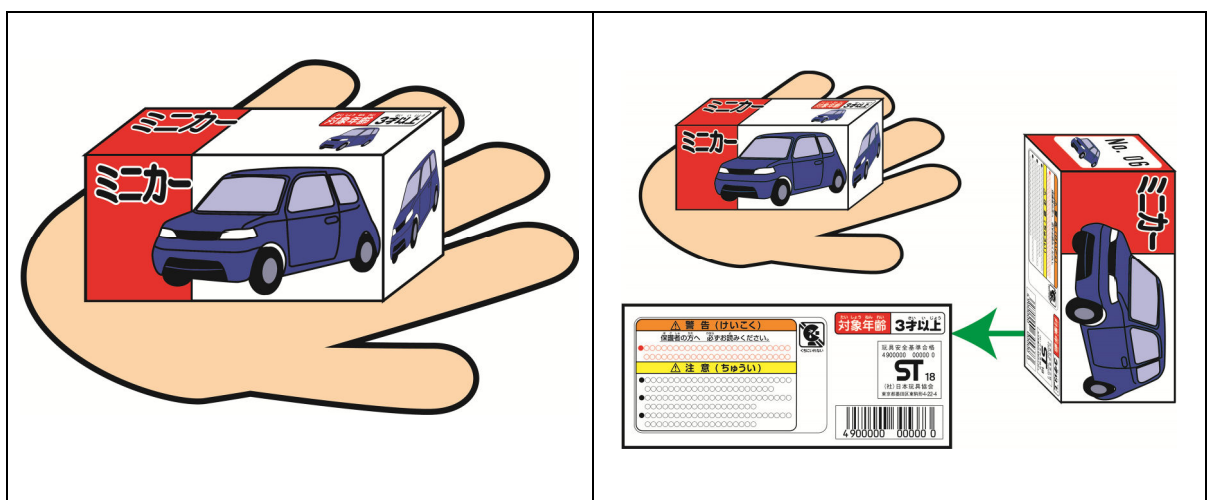
(問 4) 「包装が小さく、面積が不足して、正面に記載できない場合」とあるが、包装(パッケージ)が「小さい」「面積が不足」は、どの程度の大きさをもって判断するのか。

(答)

1. その正面に対象年齢表示を記載できない「包装の小ささ」や、「面積の不足」は、具体的には、次のような場合などが考えられます。
  - ① ミニカー(トミカなど)の箱など、包装自体が小さく、かつ、「正面」にある程度の大きさの画像情報が必要なため、「正面」に対象年齢を表示するスペースを確保することが難しいケース
  - ② クリアウィンドウが包装「正面」のほとんどを占めているケース
  - ③ 包装が透明なプラスチック製の箱であるケース



2. この場合、対象年齢は、「包装」の「側面」「上面」又は「裏面」(どうしても「底面」にしか記載できない場合は「底面」)に記載しても良いです。  
 なお、できるだけ、STマークが表示されている「面」で、STマーク表示の近傍に対象年齢を表示することを推奨します。



※ 包装の「底面」で、STマーク近傍に対象年齢を表示するケース。

(問5) 対象年齢 3才以上 の表示について、「文字高」はどこを測るのか。

また、「大きな文字」と「小さな文字」が混在する場合、計測は、「最も大きい文字」、「最も小さい文字」、「平均」のうちのどれか。

(答)

1. 文字高は、文字の縦の高さを計測します。
2. 「対象年齢」も「3才以上」も、両方とも計測します。
3. 全ての文字が文字高の基準を満たしている必要があります。

なお、使用するフォントによる文字高のばらつきがある場合（例えば、同一のフォントで数字が漢字より文字高が小さい場合）、慣習による小さな表記（「ヵ月」「ヶ月」）、もともと文字高が規定のサイズに満たない文字（「～」）などにあつては、規定のサイズよりも小さくて構いません。

4. ルビは、文字高としてカウントされません。

対象年齢 3才以上

※ 数字の「3」は、他の文字(漢字)よりも高さが小さい(フォントは同じ)。

(問6) 「大きなウィンドウのある箱」「ブリスター形態」「ヘッダー+プラスチック袋(ポリ袋)」の包装の場合、面積をどのようにカウントするのか。

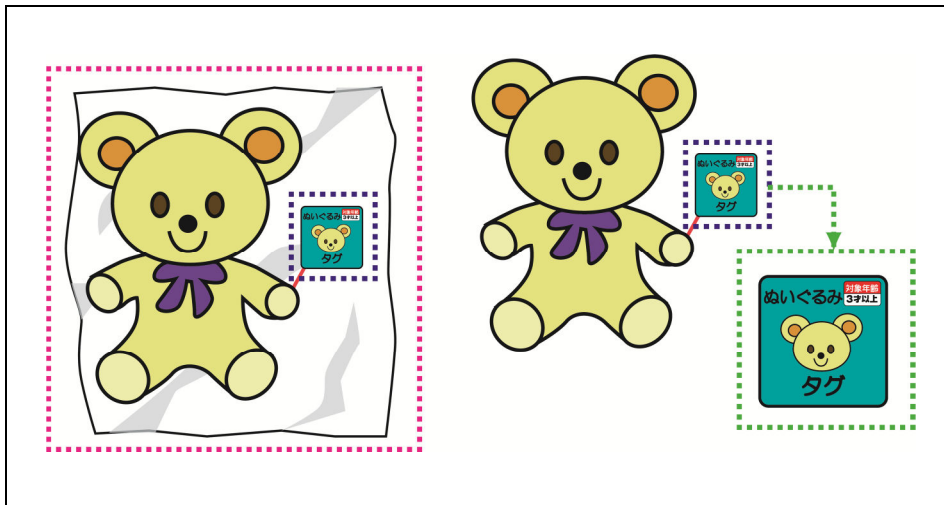
(答)

1. クリアウィンドウやプラスチック袋(ポリ袋)などの透明な部分も、包装の表示面積としてカウントします。



※ この例では、対象年齢の表示されている位置は、包装「正面・右上」と判断されます。

2. なお、表示タグ付の「ぬいぐるみ」を、単にプラスチック袋に入れただけのような場合は、プラスチック袋は、対象年齢表示に関して「包装（パッケージ）」として扱う（文字サイズを決める）必要はありません。



**(問 7)** 対象年齢をパッケージ「正面右上」以外の場所に表示する場合、ST 検査申請にあって、どのように申告すれば良いのか。

**(答)**

「正面右上」以外に表示をする場合は、ST 申請の備考欄に、「正面右上」以外の個所に対象年齢表示を表示する理由を記入して下さい。  
なお、そのような場合、申請内容の適否の判断が必要な場合も考えられますので、時間的に余裕を持って申請頂くようお願いします。

**(問 8)** 判断が難しいケースが発生した場合、どこに相談すれば良いのか。

**(答)**

ST 指定検査機関を通して、又は、日本玩具協会事務局に直接に照会をお願いします。  
なお、必要があるときは、ST 基準判定会議で検討して判断させていただきます。

**(問 9)** ST マーク既取得商品の対象年齢表示を改定 ST 基準に合わせて変更する場合、「改良申請」の手続を踏むことなく、各社において自主的に対応して良いとのことだが、対象年齢表示を変更するためにパッケージデザインのレイアウトも多少の変更を加える必要がある場合、「改良申請」の手続を踏む必要があるのか。

**(答)**

1. ST マーク既取得商品の対象年齢表示を改定 ST 基準に合わせて変更する場合、例えば、正面・右上に対象年齢表記箇所を確保するためにパッケージデザインのレイアウトを多少変更する必要があるようなケースの場合には、「改良申請」の手続を踏まずに、自主的に対応して頂いて結構です。  
(レイアウトの変更に止まらず、パッケージデザインの内容に変更がある場合は、「改良申請」の対象となります。)

**(問 10)** 対象年齢表示の改定基準は何時から適用されるのか。

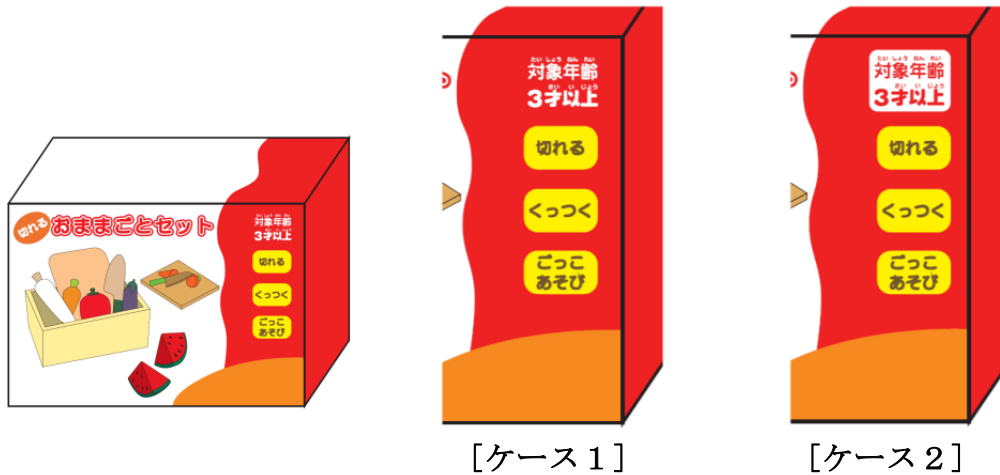
また、ST 更新商品については、適用開始から 2 年間、改定前の基準での対象年齢表示を認めるとあるが、具体的にはどのように申請すれば良いのか。

(答)

1. 対象年齢に関する改定 ST 基準は、平成 31 年 1 月 1 日以降に ST 検査の申請のあった商品から適用します。(ST マークの年表示は「19」からになります。)
2. なお、ST マーク既取得商品については、2 年間の適用猶予があります。(ST 更新検査は、次回の 1 回は現行の対象年齢表示のままで申請できます。)  
更新品の場合、ST 申請様式の「旧受付番号」欄に「前回の ST 申請の際に検査機関から発番された受付番号」を記載して下さい。

(問 11)

1. 対象年齢表示に係る要求事項の別紙Ⅲ「4. 対象年齢表示の色など」に、「対象年齢表示は「囲み罫」(線付き) 又は「アタリ罫」(線無し) とし、年齢表記の個所の背景色は必ず単色とする。」とあるが、「囲み罫」(線付き)、「アタリ罫」(線無し) を具体的な例を示して説明して欲しい。
2. また、次のようなケース(「ケース 1」「ケース 2」)は、どのように判断されるのか。



(答)

1. 別紙Ⅲ「4. 対象年齢表示の色など」は、消費者の対象年齢表示に対する視認性を高めることを目的とした要求事項です。

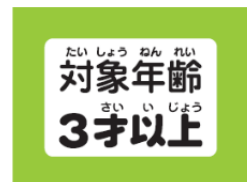
「囲み罫」(線付き)は文字列を枠線で囲む修飾スタイルであり、「アタリ罫」(線無し)は文字列の周囲の色と背景色に別の色を使う修飾スタイルです。両方とも文字部分の視認性を高めるための修飾スタイルです。

(「囲み罫」は「枠線」を使い、「アタリ罫」は「枠線」をしません。)

具体的な例は、下記を参照下さい。



「囲み罫」(線付き)



「アタリ罫」(線無し)



「囲み罫」(線付き)



「アタリ罫」(線無し)

2. 「ケース1」は、「対象年齢表示」（「アタリ罨」（パッケージ正面の赤色領域））の中に、「切れる」「くっつく」「ごっこあそび」というメッセージが含まれています。これは、一つの「アタリ罨」の中に、対象年齢以外のメッセージが含まれることになるため、「対象年齢表示」としては適当ではありません。（**不適合**）

なお、「ケース2」のように、対象年齢表示の箇所を、更に「罨み罨」や「アタリ罨」を用いて修飾することによって、「別紙Ⅲ.4」に適合するよう処置することが可能です。（「ケース2」は「アタリ罨」を用いた例です。）（**適合**）